

介護分野の職場体験、職場見学、企業実習に関するQ&A

R6.11/13 時点

質問	回答
職場見学とは何を指すのか。	介護(障害)福祉サービス利用者(以下「利用者」という。)のいる時間帯に福祉施設等を訪問し、施設職員の説明を受けながら福祉サービス提供の実態を見学することを指します。
職場体験とは何を指すのか。	一つの福祉施設等において、当該施設職員の指導を受けながら、施設職員が利用者に提供するサービスの補助等を行うことを指します。
企業実習とは何を指すのか。	一つの福祉施設等において、当該施設職員の指導を受けながら、利用者に提供するサービスについて法令の範囲内で行うことを指します。なお、企業実習を行う場合は、保険への加入が必要です。
「企業実習」と「職場体験」の違いは何か。	実習は、法令の範囲内でサービスの提供を行うことであり、保険加入も必要ですが、体験は、サービス提供の補助を行うものです。
オンラインとは何を指すのか。	通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、見学先の社員等と訓練生が映像・音声により互いにやり取りを行う等の同時かつ双方向に行われるものを指します。
施設等とは何を指すのか。	原則として、介護保険法又は障害者総合支援法に基づく施設サービス又は在宅サービスで介護職員の配置がされている施設や事業所を指します。ただし、訪問看護事業所等、医療系の施設や事業所は除きます。
障害福祉施設は対象になるとのことだが、障害児向けのサービスは対象になるか。	障害児向けの福祉サービスは児童福祉法に基づくものであり、見学等の対象としては認められません。
訓練実施機関が開設している福祉施設等の職場見学等は認められるか。	認められますが、なるべく、1か所は訓練実施機関とは別の法人が開設する福祉施設等の職場見学等を行ってください。
デイサービス事業所2か所等、同じサービスで複数の職場見学等は認められるか。	訓練生の多様な就業希望に応じるため、原則、異なるサービスで職場見学等を設定してください。
お泊りデイサービスや夜のショートステイ等の職場見学等は認められるか。	適切ではありません(もっぱら夜間帯になる場合を除き、県(テクノスクール)において判断するものとします)。
お泊りデイサービスや障害者のグループホーム等、日中に利用者がいない施設等において、日中の職場見学等は認められるか。	元々利用者がいない前提の施設(時間帯)の職場見学等は認められません。
病院や診療所でも介護職員が働いているところがあるが、そういった病院や診療所の職場見学等は認められるか。	病院、診療所、訪問看護事業所等の医療系施設(事業所)の職場見学等は認められません。

質問	回答
富山型デイサービス等、様々な年齢で様々な支援が必要な人を受け入れているような施設の職場見学等は認められるか。	介護職員の配置がされている施設の職場見学等は認められます。このような施設で複数のサービス提供施設(事業所)として指定(登録)されている場合、基本的には1か所とカウントします。
小規模多機能型居宅介護事業所等、複数の福祉サービスを提供している施設は、職場見学等としては、何か所としてカウントできるか。	小規模多機能型居宅介護事業所等、複数のサービスを組み合わせ一つ一つの施設で提供している場合は、基本的に1か所とカウントします。
同一敷地内や近隣地で同一法人が複数施設(事業所)で複数の福祉サービスを提供している場合、職場見学等としては、何か所としてカウントできるか。	同一の法人であっても、複数の施設で異なる福祉サービスを提供している場合は、それぞれ1ヶ所とカウントできます。
「複数」について、同じ施設を2回別日程で「見学」でもよいか。または、同じ施設を別日程で「見学」「体験」を実施するとしても要件を満たすか。	原則としていずれも1カウントです。ただし、同一施設で、異なるサービスをそれぞれ独立して提供しているような場合は、それぞれカウントする余地はあります。
「職場見学等」のうち例えば、職場見学のみを2か所で実施しその他要件を満たせば職場見学等推進費は支給されるか。	支給可能です。
同一の事業所で職場見学と職場実習を実施しても1か所の取扱いになるのか。	1か所です。
1日のうちで2か所以上の職場見学を行った場合、2か所以上の職場見学としてカウントできるか。	1日のうちで2か所以上職場見学等を行った場合も、2か所以上の職場見学等となります。なお、移動時間は原則として訓練時間とはなりません。
職場見学等の実施場所への移動時間は訓練時間に含まれないという整理でよいか。	職場見学等の実施場所への移動時間は職場見学等の実施時間に含めないこととします。
全訓練期間(月数)分、職場見学等推進費が支給されるのか。	訓練期間(月数)に関係なく、入校者1人当たり10,000円を支給します。(支給要件に該当した場合)
職場見学等推進費の支給額の算定はどのように行うのか。	仕様書9(2)支払額の算定④職場見学等推進費に基づき算定します。
職場見学等推進費について、「1人当たり1万円」とあるが、外税でよいか。(つまり、税込み11,000円になる)	外税です。
カリキュラムで予定していた時間と実際に職場見学等を実施した時間が異なる場合、時間数はどうなるか(例:1時間の職場見学を予定していたが、見学先施設の事情により40分で終了した場合等)。	原則、カリキュラムどおりの時間数の実施が必要です。